

## 「令和2年度事業計画」

### 第1 警備業務適正化及び経営基盤強化のための各種施策の推進

- 1 警備業の経営基盤の強化を図るため、加盟員が適正な警備料金を確保できるよう、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の実践と定着に努めるとともに、適正な警備料金の確保と労務単価の改善に向けて悪質なダンピング業者の排除、「警備料金標準見積書」の普及啓発等に努める。
- 2 「警備業経営者のための倫理要綱」並びに警備員の守るべき規範を定めた「警備員規範」及び「警備員心得」の周知徹底に努める。
- 3 加盟員に係る警備業法違反行為等の根絶とコンプライアンス意識の向上を図る。
- 4 暴力団等反社会的勢力排除対策に関する各種施策の推進を図る。
- 5 個人情報及びマイナンバーの取扱の適正化を図るため、「警備業における個人情報の保護に関するガイドライン」の周知と遵守の徹底を図る。
- 6 警備員不足問題に対応するため、労働局(ハローワーク)等と連携し、警備員募集活動を推進する。

### 第2 各種会議等の開催

- 1 定時総会を令和2年5月22日(金)に開催し、2019年度事業経過、収支計算及び令和2年度事業計画、収支予算等について審議する。
- 2 臨時総会は、必要の都度開催する。
- 3 理事会は、概ね年4回開催し、懸案事項等について必要な審議を行う。
- 4 全警協、九警協等の各種会議に出席し、警備業を取り巻く諸情勢及び各種施策等に関する情報を収集し対策を講じるとともに、会員に還元する。

### 第3 関係機関・団体との連携

- 1 関係官庁の指導のもとに、会員の適正な業務運営に資する各種施策を推進する。
- 2 適正な警備業務の提供を行うため、関係官庁との密接な連携のもとに関連情報の収集に努め、会員に周知する。
- 3 検定等諸制度の適正化を図るため、関係機関・団体との緊密な連携の保持に努める。
- 4 関係機関・団体と必要に応じて意見交換を行い、警備業の適正な運営を図る。
- 5 警備業の社会的信頼を確保するため、地域への貢献、関係機関への協力など、安全・安心に関するCSR活動に努める。

### 第4 会員相互間の連携強化

- 1 各種行事等を活用して会員相互間の連携を密にする。
- 2 会員への速やかな情報の提供を行うとともに、情報の相互交換を密にし、事案の早期処理に努める。
- 3 関係機関・団体からの共同受注事業については、会員が一致団結し、積極的な協力・支援を行う。

### 第5 組織体制の充実強化

- 1 一般社団法人としての健全な運営のため、組織体制の整備を図る。
- 2 会員の新規加入を促進するとともに、警備員不足対策等の組織体制を強化するための支援、協力を行う。
- 3 情報の共有化を図るため、警備業協会だより等を活用して周知徹底を図る。
- 4 青年部会を設置し、今後の警備業界の展望等について意見交換を行う。

## 第6 教育事業の推進

- 1 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者講習の委託を通じて、教育事業の推進を図る。
- 2 全警協が行う講師研修会等に積極的に派遣し、委嘱講師の育成等に努める。
- 3 警備員教育資機材等の斡旋を行うとともに、現任警備員教育へ積極的な支援活動を推進する。
- 4 特別講習事業センターと連携して、交通誘導警備業務2級・施設警備業務2級・雑踏警備業務2級講習を開催し、検定合格者の育成に努める。

## 第7 災害時における関係機関等に対する支援

- 1 警察との災害時における交通誘導等の支援協定に基づき、出動可能警備員数の把握に努めるとともに、支援体制の整備充実を図る。
- 2 県及び各自治体を実施する防災訓練等に参加するとともに、協力体制の確立を図る。

## 第8 労働災害の防止及び労働関係法令の遵守と労働環境の整備

- 1 労働災害防止のための各種資料の作成と労働災害の防止施策を推進する。
- 2 労働災害防止活動の一環として、論文、標語等を募集し、優秀作品等を活用して意識改革を図る。
- 3 社会保険等加入の一層の促進を図る。
- 4 労働関係法令、特に働き方改革法の理解と遵守について指導啓蒙に努める。
- 5 労働環境の整備について指導啓蒙に努める。

## 第9 表彰制度の適正な運用

- 1 教育活動功労、永年勤続警備員、優良警備員及び無事故・無違反者等の表彰を行い、警備員等の勤務意欲の向上を図る。
- 2 警備業及び警備員に対する表彰制度の更なる推進を図る。

## 第10 実態調査及び研究

- 1 警備業の経営基盤強化のために実施される労務単価などの各種調査依頼については、積極的に協力する。
- 2 警備業の適正な業務の提携と警備料金の適正化を図るため、調査研究を行う。

## 第11 広報活動の積極的な推進

- 1 ホームページや警備業協会だよりを活用し、警備業の事業拡大に資する広報活動を積極的に推進する。
- 2 警備業界の信頼の確保と発展を図るため、マスメディアなどの広報媒体を積極的に活用し、広報活動を推進する。
- 3 「警備の日」における広報啓発活動の一層の推進を図る。